



長野県報

11月29日(月)
平成22年
(2010年)
第2221号

目次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	3
長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(義務教育課)	17
長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(警務課)	33

告 示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	43
広域連合長から申請のあった規約の変更の許可(市町村課)	44
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	44
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	45

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	45
一般競争入札(管財課)	45
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	46
屋外広告物条例に基づく講習会の開催(建築指導課)	47
一般競争入札(道路管理課)	48
運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査の実施(東北信運転免許センター)	48
一般競争入札(高校教育課)	49
正誤(2件)(森林づくり推進課)	50

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

1 人事委員会勧告に基づき、次のとおり改正するほか、所要の改正を行うこととしました。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例

ア 給料表

医師を除き、中高年齢層の給料月額を引き下げることとしました。

イ 55歳を超える職員に係る給料等の支給額

医師等を除き、55歳を超える職員（行政職給料表6級以上の職員及びこれに相当する級の職員に限る。）に係る給料等の支給額について一定率を減額することとしました。

(2) 任期付職員の採用等に関する条例及び任期付研究員の採用等に関する条例

任期付研究員（若手育成型）を除き、すべての給料月額を引き下げることとしました。

2 この条例は、平成22年12月1日から施行します。

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

1 人事委員会勧告及び報告に基づき、次のとおり改正することとしました。

(1) 給料表

中高年齢層の給料月額を引き下げることとしました。

(2) 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当を引き下げることとしました。

(3) 55歳を超える職員に係る給料等の支給額

55歳を超える職員（教育職給料表(1)の5級、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)の4級並びに事務職給料表の6級の職員に限る。）に係る給料等の支給額について一定率を減額することとしました。

2 この条例は、平成22年12月1日（一部の規定は、平成23年1月1日）から施行します。

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第31号）

1 人事委員会勧告に基づき、次のとおり改正することとしました。

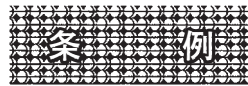
(1) 給料表

中高年齢層の給料月額を引き下げることとしました。

(2) 55歳を超える職員に係る給料等の支給額

55歳を超える職員（警察職給料表の7級以上及び一般職給料表の6級以上の職員に限る。）に係る給料等の支給額について一定率を減額することとしました。

2 この条例は、平成22年12月1日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年11月29日

長野県知事 阿部 守 一

長野県条例第29号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第33条中「この章」の次に「及び附則第5項第3号」を加える。

第34条第1項中「第36条」の次に「及び附則第8項」を加える。

第35条中「及び次条」を「、次条及び附則第5項第4号」に改める。

附則第5項を次のように改める。

(55歳を超える職員の給与の特例)

5 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第7項及び第8項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第7項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第34条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会が定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第36条第3項において準用する第34条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会が定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第3項において準用する第34条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第41条第1項から第4項まで、第42条又は第43条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 第41条第1項 前各号に定める額
- イ 第41条第2項 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 第41条第2項に規定する休職の期間が満2年に達するまでの場合 第1号から第3号までに定める額
- (イ) 第41条第2項に規定する休職の期間が満2年を超え満3年に達するまでの場合 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第41条第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- エ 第41条第4項 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 第41条第2項に規定する休職(当該休職の期間が満2年に達するまでの場合に限る。)の場合 第3号に定める額
- (イ) 第41条第2項に規定する休職(当該休職の期間が満2年を超え満3年に達するまでの場合に限る。)又は同条第3項に規定する休職の場合 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (ウ) 第43条に規定する休職の場合 第3号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第42条 第1号及び第2号に定める額に、同条の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- カ 第43条 第1号から第3号までに定める額に、同条の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
研究職給料表	5級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

附則に次の3項を加える。

- 6 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 7 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第28条から第30条まで又は第44条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第45条の規定にかかわらず、同条第1項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(第28条から第30条までに規定する手当にあつては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第45条第1項に規定する人事委員会が定める時間を減じたもの)で除して得た額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(第28条から第30条までに規定する手当にあつては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第45条第1項に規定する人事委員会が定める時間を減じたもの)で除して得た額)に相当する額を減じた額(同条第2項の規定の適用を受ける職員にあつては同項に規定する人事委員会が定める額から、人事委員会が定める額に100分の0.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、人事委員会が定める額)に相当する額を減じた額)とする。
- 8 附則第5項の規定が適用される間、第36条第1項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に100分の0.325(特定幹部職員にあつては、100分の0.425)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に100分の65(特定幹部職員にあつては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500

	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			

再任用
職員以
外の職
員

71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800				
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500				
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000				
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700				
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400				
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100				
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600				
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000					
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700					
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
86	239,700	295,700	344,500	385,700						
87	240,400	296,100	345,000	386,300						
88	241,100	296,500	345,500	386,900						
89	241,900	296,800	345,900	387,600						
90	242,400	297,200	346,400	388,200						
91	242,900	297,600	346,900	388,800						
92	243,400	298,000	347,400	389,400						
93	243,700	298,200	347,700	390,100						
94		298,600	348,200							
95		299,000	348,700							
96		299,400	349,200							
97		299,600	349,500							
98		300,000	350,000							
99		300,400	350,500							
100		300,800	351,000							
101		301,000	351,300							
102		301,400	351,700							
103		301,800	352,100							
104		302,200	352,500							
105		302,400	353,000							
106		302,800	353,400							
107		303,200	353,800							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200	355,100							
111		304,600	355,500							
112		305,000	355,900							
113		305,200	356,400							
114		305,600								
115		306,000								
116		306,400								
117		306,600								
118		306,900								
119		307,200								
120		307,500								
121		307,900								
122		308,200								
123		308,500								
124		308,800								
125		309,200								
再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800

	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
再任用 職員以 外の職 員	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	74	262,600	321,400	394,600		
	75	264,000	322,500	395,300		
	76	265,400	323,600	396,000		
	77	266,500	324,700	396,800		
	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		
	80	270,400	327,700	398,800		
	81	271,800	328,800	399,500		
	82	273,100	329,600	400,200		
	83	274,400	330,300	400,900		
	84	275,700	331,100	401,600		
	85	276,900	332,000	402,200		
	86	278,200	332,600	402,900		
	87	279,500	333,200	403,600		
	88	280,800	333,800	404,300		
	89	281,900	334,200	404,900		
	90	283,100	334,800			
	91	284,300	335,400			
	92	285,500	336,000			
	93	286,600	336,400			
	94	287,600	336,900			
	95	288,600	337,400			
	96	289,600	337,900			
	97	290,200	338,500			
	98	291,100	339,000			
	99	292,000	339,500			
	100	292,900	340,000			
	101	293,800	340,600			
	102	294,500	341,100			
	103	295,200	341,600			
	104	295,900	342,100			
	105	296,700	342,700			
	106	297,200	343,200			
	107	297,700	343,700			
	108	298,200	344,200			
	109	298,700	344,800			
	110	299,100	345,300			
	111	299,500	345,800			
	112	299,900	346,300			

	113	300,300	346,900			
	114	300,700	347,400			
	115	301,100	347,900			
	116	301,500	348,400			
	117	301,900	349,000			
	118	302,300	349,500			
	119	302,700	350,000			
	120	303,100	350,500			
	121	303,400	351,100			
再任用 職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第3のイ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	259,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900

	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600		
	81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300		
	82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900		
	83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500		
	84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100		
	85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800		
	86		292,200	329,700	351,600			
	87		292,500	330,000	352,000			
	88		292,800	330,400	352,400			
	89		293,200	330,900	352,900			
	90		293,500	331,300	353,300			
	91		293,800	331,700	353,700			
	92		294,100	332,100	354,100			
	93		294,500	332,600	354,600			
	94		294,800	332,900	355,000			
	95		295,100	333,300	355,400			
	96		295,400	333,700	355,800			
	97		295,800	333,900	356,300			
	98		296,100	334,300	356,700			

再任用
職員以
外の職
員

	99		296,400	334,700	357,100			
	100		296,700	335,100	357,500			
	101		297,100	335,300	358,000			
	102		297,400	335,700	358,400			
	103		297,700	336,100	358,800			
	104		298,000	336,500	359,200			
	105		298,300	336,700	359,700			
	106			337,100				
	107			337,500				
	108			337,900				
	109			338,100				
	110			338,500				
	111			338,900				
	112			339,300				
	113			339,500				
再任用 職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、管理栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100

	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
	88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
	89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
	90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
	91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
	92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
	93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	

再任用
職員以
外の職
員

94	283,600	318,200	353,600	372,900
95	284,600	319,000	354,300	373,400
96	285,600	319,800	355,000	373,900
97	286,500	320,500	355,500	374,500
98	287,300	321,200	356,000	375,000
99	288,100	321,900	356,500	375,500
100	289,000	322,600	357,000	376,000
101	289,800	323,100	357,600	376,600
102	290,600	323,700	358,100	377,100
103	291,400	324,300	358,600	377,600
104	292,200	324,900	359,100	378,100
105	292,900	325,300	359,700	378,700
106	293,400	325,800	360,200	379,200
107	293,900	326,300	360,700	379,700
108	294,400	326,800	361,200	380,200
109	294,900	327,300	361,700	380,800
110	295,300	327,700	362,200	381,300
111	295,700	328,100	362,700	381,800
112	296,100	328,500	363,200	382,300
113	296,500	328,900	363,700	382,900
114	296,900	329,300	364,200	
115	297,300	329,700	364,700	
116	297,700	330,000	365,100	
117	298,000	330,300	365,500	
118	298,400	330,700	366,000	
119	298,800	331,100	366,500	
120	299,200	331,500	367,000	
121	299,500	331,700	367,400	
122	299,900	332,100	367,900	
123	300,300	332,500	368,400	
124	300,700	332,900	368,900	
125	300,900	333,100	369,300	
126	301,300	333,500		
127	301,700	333,900		
128	302,100	334,300		
129	302,300	334,600		
130	302,700	335,000		
131	303,100	335,400		
132	303,500	335,800		
133	303,700	336,100		
134	304,100	336,500		
135	304,500	336,900		
136	304,900	337,300		
137	305,100	337,600		
138	305,500	338,000		
139	305,900	338,400		
140	306,300	338,800		
141	306,500	339,100		
142	306,900	339,500		
143	307,300	339,900		
144	307,700	340,300		
145	307,900	340,600		
146	308,300	341,000		
147	308,700	341,400		
148	309,100	341,800		
149	309,300	342,100		
150	309,600	342,500		
151	309,900	342,900		
152	310,200	343,300		

	153	310,600	343,600				
	154	310,900					
	155	311,200					
	156	311,500					
	157	311,900					
	158	312,200					
	159	312,500					
	160	312,800					
	161	313,200					
	162	313,500					
	163	313,800					
	164	314,100					
	165	314,500					
	166	314,800					
	167	315,100					
	168	315,400					
	169	315,800					
再任用 職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700

(備考) この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に、「額を」を「額(給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額)を」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(1)又は任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.83

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当の額の特例)

- 2 平成22年12月1日を基準日とする期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。)第34条第1項(同条第2項、附則第7項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第5条第2項又は附則第8項の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第3項から第5項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号。附則第6項において「育児休業条例」という。)第13条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項から第4項まで若しくは第43条若しくは附則第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される当該期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する条例、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)及び長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)(以下この項において「給与条例等」という。)の適用を受ける職員(一般職の職員の給与に関する条例第46条及び長野県警察職員の給与に関する条例第29条に規定する職員を除く。))をいう。以下この項及び次項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第30号)第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第31号)第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定が施行されていたとした場合においてもこれらの規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項から第11項まで、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号)附則第9項から第11項まで又は長野県警察職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第32号）附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職給料表(1)若しくは任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者で一般職の職員の給与に関する条例の適用を受けるもの（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する条例第21条の5に規定する人事委員会が定める額を除く。）、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 俸
行政職給料表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
研究職給料表	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から24号俸まで
	5 級	1号俸から4号俸まで
医療職給料表(2)	1 級	1号俸から85号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
医療職給料表(3)	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から80号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から8号俸まで
教育職給料表(1)	1 級	1号俸から88号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から52号俸まで
	4 級	1号俸から40号俸まで
	5 級	1号俸から12号俸まで

教育職給料表(2)	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から24号俸まで
教育職給料表(3)	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
学校栄養職給料表	1 級	1号俸から85号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
事務職給料表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
警察職給料表	1 級	1号俸から92号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から72号俸まで
	4 級	1号俸から56号俸まで
	5 級	1号俸から32号俸まで
	6 級	1号俸から24号俸まで
	7 級	1号俸から16号俸まで
	8 級	1号俸から4号俸まで
一般職給料表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
警察研究職給料表	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から24号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会が定める者を除く。）に給与条例等の規定に基づき支給された同日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

3 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の適用を受ける者その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の適用を受ける者その他の人事委員会が定める者との権衡を考慮して人事委員会が定める額」

とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(実施規定)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(育児休業条例の一部改正)

- 6 育児休業条例の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「この号、第17条及び第18条において」を削る。

第13条第1項中「この項及び第18条第1項において」を削る。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(一般職員給与条例附則第5項の規定により給与が減ざられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 2 育児短時間勤務職員等に対する一般職員給与条例附則第5項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額に」とあるのは「号俸の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

(一般職員給与条例附則第5項の規定により給与が減ざられて支給される任期付短時間勤務職員に関する読替え)

- 3 任期付短時間勤務職員に対する一般職員給与条例附則第5項第1号の規定の適用については、同号中「号俸の給料月額に」とあるのは「号俸の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 7 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中	376,000	を	375,000	に改める。
	425,000		424,000	
	478,000		477,000	
	544,000		543,000	
	621,000		620,000	
	726,000		724,000	
	850,000		848,000	

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 8 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	399,000	を	398,000	に改める。
	460,000		459,000	
	523,000		522,000	
	609,000		608,000	
	709,000		707,000	
	810,000		808,000	

人 事 課

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年11月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第30号

長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(55歳を超える学校職員の給与の特例)

6 当分の間、学校職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（再任用学校職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定学校職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定学校職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定学校職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定学校職員となった場合にあっては、特定学校職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定学校職員の給料月額に100分の0.5を乗じて得た額（当該特定学校職員の給料月額に100分の99.5を乗じて得た額が、当該特定学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定学校職員の給料月額から当該特定学校職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額）
- (2) 地域手当 一般職給与条例附則第5項の規定により特定職員（同項に規定する特定職員をいう。以下この項において同じ。）の地域手当の額から減ずる同項第2号に定める額の例により算出した額
- (3) 期末手当 一般職給与条例附則第5項の規定により特定職員の期末手当の額から減ずる同項第3号に定める額の例により算出した額
- (4) 勤勉手当 一般職給与条例附則第5項の規定により特定職員の勤勉手当の額から減ずる同項第4号に定める額の例により算出した額
- (5) 第28条第1項から第4項まで、第29条又は第30条の規定により支給される給与 当該特定学校職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第28条第1項又は第2項第1号 前各号に定める額
 - イ 第28条第2項第2号 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第28条第2項第2号に規定する休職期間が満2年に達するまでの場合 第1号から第3号までに定める額
 - イ 第28条第2項第2号に規定する休職期間が満2年を超え満3年に達するまでの場合 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第28条第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - エ 第28条第4項 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第28条第2項に規定する休職の場合（イに掲げる場合を除く。） 第3号に定める額
 - イ 第28条第2項に規定する休職（同項第2号に規定する休職期間が満2年を超え満3年に達するまでの場合に限る。）の場合 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第30条に規定する休職の場合 第3号に定める額に、同条の規定により当該学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第29条 第1号及び第2号に定める額に、同条の規定により当該特定学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - カ 第30条 第1号から第3号までに定める額に、同条の規定により当該特定学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
教育職給料表(1)	5 級
教育職給料表(2)	4 級
教育職給料表(3)	4 級
事務職給料表	6 級

7 前項に規定するもののほか、特定学校職員以外の者が月の初日以外の日に特定学校職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

8 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員についての勤務1時間当たりの給与額は、第26条の2の規定にかかわらず、一般職給与条例附則第7項の規定を準用して算出した額とする。この場合において、同項中「同条第2項の規定の適用を受ける職員にあっては同項」とあるのは「初任給調整手当及びへき手当（これに準ずる手当を含む。）の支給を受ける学校職員にあっては同条第2項」と読み替えるものとする。

9 附則第6項の規定が適用される間、勤勉手当（一般職給与条例第36条第1項第1号に定める額に係る部分に限る。）については、一般職給与条例附則第8項の規定の例による。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

（別表第1）（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 162,200	円 204,600	円 265,400	円 316,200	円 408,000	円 589,000

2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500	724,000
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000	
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500	
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100	
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600	
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100	
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600	
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900	
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400	
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900	
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400	
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200	
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500	
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900	
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200	
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600	
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000	
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400	
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800	
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300	
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700	
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100	
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500	
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,900	
26	215,900	268,800	334,600	387,200	468,300	
27	218,000	271,800	337,100	389,100	470,700	
28	220,100	274,800	339,600	391,000	473,100	
29	222,100	277,800	342,000	393,000	475,500	
30	224,400	280,500	344,200	394,800	477,900	
31	226,700	283,200	346,400	396,600	480,200	
32	229,000	285,900	348,600	398,400	482,600	
33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,000	
34	233,300	291,400	353,200	402,000	487,300	
35	235,200	294,200	355,500	403,800	489,600	
36	237,100	297,000	357,800	405,600	491,900	
37	239,000	299,800	359,900	407,200	494,200	
38	241,100	302,100	362,000	408,900	496,200	
39	243,100	304,400	364,100	410,600	498,200	
40	245,100	306,700	366,100	412,300	500,200	
41	247,200	308,900	368,100	413,700	502,300	
42	249,100	310,100	370,000	415,300	504,200	
43	251,000	311,300	371,900	416,900	506,100	
44	252,900	312,500	373,800	418,500	508,000	
45	254,700	313,600	375,800	419,900	510,000	
46	256,600	314,800	377,600	421,500	511,900	
47	258,500	316,000	379,400	423,100	513,800	
48	260,400	317,200	381,200	424,700	515,700	
49	262,000	318,200	383,100	426,300	517,700	
50	263,300	319,300	384,900	427,600	519,500	
51	264,500	320,400	386,700	428,900	521,400	
52	265,800	321,500	388,500	430,200	523,300	
53	266,800	322,700	389,900	431,400	525,300	
54	267,900	323,800	391,400	432,500	527,000	
55	269,000	324,900	392,900	433,600	528,700	
56	270,100	326,000	394,500	434,700	530,400	
57	271,300	327,100	395,900	435,900	532,100	
58	272,500	328,200	397,300	437,000	533,400	
59	273,700	329,300	398,800	438,100	534,700	
60	274,900	330,300	400,300	439,100	536,000	

	61	275,900	331,400	401,700	440,200	537,300
	62	277,000	332,500	403,200	441,300	538,300
	63	278,100	333,600	404,700	442,400	539,300
	64	279,200	334,700	406,200	443,500	540,300
再任用 学校職 員以外 の職員	65	280,200	335,700	407,600	444,500	541,100
	66	281,300	336,800	408,800	445,500	542,000
	67	282,400	337,900	410,000	446,500	542,900
	68	283,500	339,000	411,200	447,500	543,800
	69	284,500	340,000	412,400	448,600	544,700
	70	285,600	341,100	413,400	449,600	545,600
	71	286,700	342,200	414,400	450,600	546,500
	72	287,800	343,300	415,400	451,600	547,400
	73	288,700	344,000	416,400	452,700	548,300
	74	289,800	345,000	417,300	453,700	549,200
	75	290,900	346,000	418,100	454,700	550,100
	76	292,000	347,000	419,000	455,700	551,000
	77	292,900	348,100	419,700	456,700	551,900
	78	293,900	349,100	420,300	457,400	552,800
	79	294,900	350,100	420,900	458,100	553,700
	80	295,900	351,100	421,500	458,800	554,600
	81	297,000	352,100	422,100	459,600	555,500
	82	297,900	353,100	422,700	460,300	
	83	298,800	354,100	423,300	461,000	
84	299,700	355,100	423,900	461,700		
85	300,600	356,000	424,400	462,200		
86	301,500	356,700	425,000	462,900		
87	302,400	357,400	425,600	463,600		
88	303,300	358,100	426,200	464,300		
89	303,900	358,900	426,700	464,800		
90	304,600	359,500	427,300	465,500		
91	305,300	360,100	427,900	466,100		
92	306,000	360,700	428,500	466,800		
93	306,700	361,300	428,900	467,300		
94	307,300	361,700	429,400	468,000		
95	307,900	362,200	429,900	468,700		
96	308,500	362,700	430,400	469,400		
97	309,200	363,300	431,000	469,900		
98	309,800	363,800	431,500	470,600		
99	310,400	364,300	432,000	471,300		
100	311,000	364,800	432,500	472,000		
101	311,600	365,300	433,100	472,500		
102	312,100	365,800	433,600			
103	312,600	366,300	434,100			
104	313,100	366,800	434,600			
105	313,600	367,400	435,200			
106	314,000	367,900	435,700			
107	314,400	368,400	436,200			
108	314,800	368,900	436,700			
109	315,200	369,500	437,300			
110	315,600	370,000	437,800			
111	316,000	370,500	438,300			
112	316,400	371,000	438,800			
113	316,700	371,600	439,400			
114	317,100	372,100	439,900			
115	317,500	372,600	440,400			
116	317,900	373,100	440,900			
117	318,200	373,600	441,500			
118	318,600	374,100				
119	319,000	374,600				
120	319,400	375,100				

	121	319,700	375,600				
	122	320,100	376,100				
	123	320,500	376,600				
	124	320,900	377,100				
	125	321,100	377,600				
	126	321,500	378,100				
	127	321,900	378,600				
	128	322,300	379,100				
	129	322,500	379,600				
	130	322,900	380,100				
	131	323,300	380,600				
	132	323,700	381,100				
	133	323,900	381,600				
	134	324,300	382,100				
	135	324,700	382,600				
	136	325,100	383,100				
	137	325,300	383,600				
	138	325,600	384,100				
	139	325,900	384,600				
	140	326,200	385,100				
	141	326,600	385,600				
	142	326,900					
	143	327,200					
	144	327,500					
	145	327,900					
	146	328,200					
	147	328,500					
	148	328,800					
	149	329,200					
	150	329,500					
	151	329,800					
	152	330,000					
	153	330,400					
	154	330,700					
	155	331,000					
	156	331,300					
	157	331,700					
再任用 学校職員		238,200	286,500	298,600	321,000	407,300	

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800